ロ　次の式によつて得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた交付時期において当該町村について令第四条第四項の規定により届算した額に乗じて得た額

$$\left(\frac{\text{錯誤を修正した後の当該町村における交通事故の発生件数} - \text{交付の基準となつた当該町村における交通事故の発生件数}}{\text{交付の基準となつた当該町村の人口集中地区人口}} \times 2 + \frac{\text{錯誤を修正した後の当該町村の人口集中地区人口} - \text{交付の基準となつた当該町村の人口集中地区人口}}{\text{交付の基準となつた当該町村の人口集中地区人口}}\right) \times \frac{1}{4} \times \text{錯誤を修正した後の当該町村が道路法第十七条第三項の規定により管理する都道府県道に係る改良済道路の延長} - \text{交付の基準となつた当該町村が道路法第十七条第三項の規定により管理する都道府県道に係る改良済道路の延長}$$

附　則

1　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

2　この省令による改正後の交通安全対策特別交付金の算定に関する省令の規定は、平成二十四年三月以後の交付時期に係る交通安全対策特別交付金について適用し、平成二十三年九月までの交付時期に係る交通安全対策特別交付金については、なお従前の例による。

○総務省令第百五十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第三百六十一号）の施行に伴い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月二十八日

総務大臣　川端　達夫

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第十一条第一号中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第十二条第一号中「認可」に、「第十三条第二項第一号」を「第十三条第二項第一号」に改め、同号イ中「第七条第七号」を「第七条第一項第七号」に改める。

第二十二条中「第二十六号様式まで及び第二十八号様式から第三十三号様式」を「第三十二号様式」に改める。

附則第三条から第八条までを削る。

別記様式の目次中

「別記第27号様式　寄附金等支出協議申出書
別記第28号様式　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第10条第2項に基づく報告書
別記第29号様式　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書
別記第30号様式　償還管理計画書
別記第31号様式　償還管理計画実施状況報告書
別記第32号様式　償還管理計画完了報告書
別記第33号様式　償還管理計画提出書」

を

「別記第27号様式　寄附金等支出協議申出書
別記第28号様式　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第10条第2項に基づく報告書
別記第29号様式　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書
別記第30号様式　償還管理計画書
別記第31号様式　償還管理計画実施状況報告書
別記第32号様式　償還管理計画完了報告書
別記第33号様式　償還管理計画提出書」

に改める。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第10条第2項に基づく報告書を別記第二十七号様式とし、別記第二十九号様式から別記第三十二号様式までを一号ずつ繰り下げ、別記第二十八号様式の次に一号を加え、別記第三十三号様式を削り、別記第二十七号様式中「第28号様式」を「第27号様式」に改め、同様式を別記第二十七号様式とし、別記第二十九号様式中「第29号様式」を「第28号様式」に改め、同様式を別記第二十八号様式とし、別記第三十号様式中「第30号様式」を「第29号様式」に改め、同様式を別記第二十九号様式とし、別記第三十一号様式中「第31号様式」を「第30号様式」に改め、同様式を別記第三十号様式とし、別記第三十二号様式中「第32号様式」を「第31号様式」に改め、同様式を別記第三十一号様式とし、別記第三十三号様式中「第33号様式」を「第32号様式」に、「第30号様式」を「第29号様式」に改め、同様式を別記第三十二号様式とする。

附　則

この省令は、平成二十三年十一月三十日から施行する。

○法務省令第三十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、土地改良登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日

法務大臣　平岡　秀夫

土地改良登記規則の一部を改正する省令

第二条第一項第一号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○財務省令第八十一号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条の規定に基づき、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日

財務大臣　安住　淳

減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び法人税法施行規則の一部を改正する省令

（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正）

第一条　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び坑道」を「、坑道及び公共施設等運営権」に改め、同項第三号中「鉱業権」の下に「及び公共施設等運営権」を加え、同条第二項中「及び坑道」を「、坑道及び公共施設等運営権」に、「掲げる年数と」を「定める年数と」に改め、同項第二号中「掲げる年数」を「定める年数」に改め、同項に次の一号を加える。

五　公共施設等運営権　当該公共施設等運営権に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十条の六第三項（公共施設等運営権の設定の時期等）の規定により公表された同法第十条の四第三号（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）に掲げる存続期間の年数